

# 長崎県立長崎鶴洋高等学校 学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この学則は、長崎県立学校管理規則に基づいて、本校の運営に関し必要な条項を定めることを目的とする。

### (名称、位置)

第2条 本校は、長崎県立長崎鶴洋高等学校と称し、長崎県長崎市末石町157番地1に置く。

### (課程、学科及び収容定員)

第3条 本校には、単位制による全日制課程水産科及び総合学科を置く。収容定員は、長崎県教育委員会(以下「教育委員会」という)の定めるところによる。

### (修業年限、在学年限)

第4条 修業年限は、水産科及び総合学科ともに3年とし、在学年限は、6年とする。

## 第2章 学年、学期及び休業日等

### (学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

### (学期)

第6条 学期は、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日

第2学期 9月1日から12月31日

第3学期 1月1日から 3月31日

### (休業日)

第7条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 日曜日、土曜日

(3) 学年始め休業日 4月 1日から 4月 7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から 8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月 7日まで

(6) 学年末休業日 3月25日から 3月31日まで

(7) 開校記念日 9月12日

(8) 校長が特に必要と認める日

2 校長は、必要と認めるときは、前項第1号から第7号までの休業日を変更することができる。

3 校長は、教育上特に必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

### (臨時休業)

第8条 校長は、非常災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、当該事情が生じた日の授業の全部又は一部を行わないことができる。

### 第3章 教育活動

(教育課程の編成)

第9条 教育課程は、学習指導要領の基準により、校長がこれを編成する。

(校外活動)

第10条 修学旅行、現場実習、校外学習、野外活動、水泳及び体育その他の対外的諸活動等の校外活動の実施にあたっては、校長の許可を受けなければならない。

(感染症予防の措置)

第11条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はかかるおそれがあるときは、出席を停止させることができる。

### 第4章 入学、休学、退学、転学等

(入学)

第12条 入学は、教育委員会の定める長崎県立高等学校入学者選抜実施要領による選抜に基づき、校長がこれを許可する。

- 2 入学を許可された生徒は、校長が指定する期日までに、誓約書、住民票の写しその他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(休学)

第13条 病気その他やむを得ない理由のために休学しようとする生徒は、休学願に医師の診断書等その理由を証するに足る書類を添えて、校長に願出しなければならない。

- 2 校長は、前項の願出が正当であると認められるときは、3月以上1年以内の期間で、休学を許可することができる。ただし、特に必要があると認められるときに限り、その期間を2年まで延長することができる。

(復学)

第14条 休学する理由がなくなったことにより復学しようとする生徒は、復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、病気の回復によるものであるときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 校長は、前項の願出が正当であると認められるときは、復学を許可することができる。

(退学及び再入学)

第15条 退学しようとする生徒は、退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は、前項により退学した生徒が、再入学を願出たときは、その理由が正当であると認められるときに限り、相当学年に再入学を許可することができる。

(編入学)

第16条 本校に編入学しようとする者は、編入学願を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者については、編入学を許可することができる。

(転学)

第17条 校長は、他の高等学校等から転学を希望する生徒があるときは、正当な理由があり、生徒の学力等が適当と認められ、かつ、教育上支障がないとき、相当学年

への転学を許可することができる。

- 2 他の高等学校等に転学を希望する生徒は、転学願を校長に提出しなければならない。
- 3 校長は、前項の願出が正当であると認められるときは、転学を許可することができる。

(留学)

第18条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の願出が提出され、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。

## 第5章 賞罰

(表彰)

第19条 校長は、性行、学業その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第20条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に、懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒のうち、退学、停学、謹慎及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 停学及び謹慎は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。
- 5 訓告は、教育上必要があると認められる生徒に対して行うものとする。

## 第6章 単位修得の認定及び卒業の認定

(単位修得の認定及び卒業の認定)

第21条 単位修得の認定及び卒業の認定は、校長がこれを行う。

- 2 単位修得の認定及び卒業の認定に係る規定等は、別にこれを定める。

(卒業証書の授与)

第22条 校長は、卒業を認定した生徒に対して、卒業証書を授与する。

## 第7章 寄宿舍

(寄宿舍)

第23条 本校寄宿舍は、拓洋寮と称し、長崎県長崎市深堀町一丁目145番地2に置く。

- 2 拓洋寮に入寮又は退寮しようとする者は、入寮願又は退寮願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 3 拓洋寮の管理運営については、別にこれを定める。

附則 学則は、平成18年4月1日より施行する。

附則 平成19年3月28日学則を一部改定し、平成19年4月1日より適用する。

附則 平成22年3月1日学則を一部改定し、平成22年4月1日より適用する。また、この学則に追加及び修正があったときには、修正箇条として追加条項及び修正条項を定める。